

現在お持ちの保険証、
負担割合証、
限度額適用認定証の
有効期限は

7月31日

News

保険証などの更新と

2 75 歳以上の皆さんへ（後期）

保険証の更新

新しい保険証(水色)は、7月下旬に簡易書留で郵送します。負担割合(1割か3割)は平成30年中の所得と収入で決まります。保険証で確認してください。

7月末になっても届かない場合は、お問い合わせください。



問 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

令和元年度保険料と軽減制度

令和元年度の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。軽減制度など詳しくは、保険証に同封する案内をご覧ください。

保険料 (年額)	=	均等割額 46,374 円	+	所得割額
				(総所得金額などー基礎 控除[33万円])×8.78% (所得割率)

※ 保険料(年額)は10円未満切り捨てで、限度額は62万円

▶ **均等割額の軽減** 世帯(世帯主と被保険者)の所得に応じ、均等割額の8.5割、8割、5割、2割が軽減されます(平成30年度の9割軽減区分→令和元年度8割軽減)。

▶ **被用者保険の被扶養者だった人の軽減** 後期加入の前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人(国保、国保組合の人は除く)は、所得割の負担はなく、**加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減**されます。

▶ **納付方法の確認** 納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書か口座振替で納める「普通徴収」の二通りです。納付方法が変更されている場合があるので必ず通知書で確認してください。

問 保険課保険料係 ☎ 985-4227

限度額適用認定証などの更新

すでに認定証を持っている人で、保険料の滞納がなく令和元年度の住民税が非課税の人は、保険証と一緒に認定証を同封します。

新たに必要な人は保険課窓口で申請してください。

▶ 認定証の種類

・限度額適用認定証

・食事療養費標準負担額減額認定証

・限度額適用・標準負担額減額認定証

▶ **対象者** 町に住民登録があり後期に加入している人で、保険料を滞納していない人

▶ **持参物** 新しい保険証、認め印(朱肉を使うもの)、マイナンバーが確認できるもの、窓口に来る人の身分証明書(免許証など)

問 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

難しい!と感じたら…

気軽に
お問い合わせください

保険課保険料係 川本 健太

保険課医療保険係 矢野 祥太

ここで紹介する保険税(料)の軽減制度のほか、国保、後期とも病院受診時の一部負担金の減免制度もあります(災害や事業などの休業止で収入が著しく減少した場合など)。減免制度については保険課医療保険係(☎985-4107)に相談してください。

保険税(料)の軽減制度

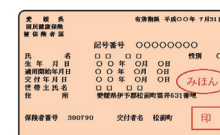
国民健康保険(国保)
後期高齢者医療保険(後期)

1 国保に加入している皆さんへ

保険証の更新

新しい保険証(薄いオレンジ色)は、7月下旬に簡易書留で郵送します。届いたら、記載事項に間違いがないか確認してください。

7月末になっても届かない場合は、お問い合わせください。



問 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

国保税の課税限度額の引き上げと均等割・平等割の軽減対象の拡大

地方税法の改正で、今年度の国保税の医療分保険税の課税限度額が次の通り引き上げられます。

課税限度額	改正後	改正前
医療分保険税	61 万円	58 万円

また国保税の均等割・平等割は、世帯の所得に応じ7割・5割・2割の軽減があります。地方税法の改正で今年度の5割・2割軽減判定基準が次の通り変更となり、軽減対象世帯が拡大されます。

軽減割合	改正後	改正前
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 28 万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	基礎控除額(33万円) + 27 万 5 千円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 51 万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	基礎控除額(33万円) + 50 万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

※ 特定同一世帯所属者…国保から後期の制度に移行した人

問 税務課町民税係 ☎ 985-4110

限度額適用認定証などの更新

引き続き適用を希望する場合は、保険課窓口で申請してください。新たに申請する場合も同様です。

▶ 認定証の種類

・限度額適用認定証

・食事療養費標準負担額減額認定証

・限度額適用・標準負担額減額認定証

▶ **対象者** 松前町の国保に加入し、国保税を滞納していない人

▶ **持参物** 新しい保険証、認め印(朱肉を使うもの)、マイナンバーが確認できるもの、窓口に来る人の身分証明書(免許証など)

問 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

非自発的失業者への国保税の軽減

倒産・解雇など自ら望まず離職した非自発的失業者の国保税を、申請により一定期間軽減します。

▶ **対象者** 失業時点で65歳未満の人で、倒産・解雇などによる離職(①特定受給資格者)か雇止めなどによる離職(②特定理由離職者)で雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄のコードが次の人

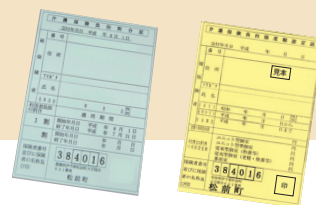
①特定受給資格者	11、12、21、22、31、32	②特定理由離職者	23、33、34
----------	-------------------	----------	----------

▶ **軽減内容** 対象者の前年の給与所得を100分の30として国保税を算定(給与以外の所得は対象外)

▶ **軽減期間** 失業日が▷平成30年3月31日～31年3月30日→令和2年3月まで▷平成31年3月31日～令和2年3月30日→3年3月まで

▶ **申請方法** 雇用保険受給資格者証、認め印(朱肉を使うもの)を持参し、税務課町民税係か保険課医療保険係にお越しください。

問 税務課町民税係 ☎ 985-4110



3

介護保険を利用している皆さんへ

負担割合証の更新

令和元年 8 月 1 日現在で「要介護」「要支援」「事業対象者」の認定を受けている利用者には、7 月中旬に新しい負担割合証(水色)を送付します。負担割合(1 割から 3 割まで)は、30 年中の所得に応じて決まります。

負担割合証は、介護保険被保険者証(オレンジ色)と一緒に保管して、サービスを利用するときに事業所に提示してください。

▶適用期間 8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日まで

※ 世帯構成の変更や所得の更正があった場合は、上記適用期間中でも負担割合が変更となる場合があります。

問 保険課介護保険係 ☎ 985-4115

低所得者の介護保険料の負担軽減

10 月からの消費税率 10 パーセントへの引き上げに合わせ、介護保険料を軽減する対象者を次の通り第 3 所得段階まで拡大します。

▶対象者 世帯全員の住民税が非課税の人

※ 平成 31 年 4 月分の保険料から適用します。

【基準額：63,600 円 (年額)】

所得段階	対象者	保険料年額
第 1 段階	▷老齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ▷生活保護受給者 ▷世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が 80 万円以下	23,850 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円以下	33,390 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、第 2 所得段階に該当しない	46,110 円

▶課税年金収入…非課税年金(障がい年金や遺族年金)を除く公的年金などの収入

▶合計所得金額…実際の収入から必要経費などを差し引いた額の合計金額

問 保険課保険料係 ☎ 985-4227

負担限度額認定証の更新

低所得の利用者の負担を軽減するため、介護保険施設に入所・短期入所した場合の食費や居住(滞在)費は、所得などに応じて限度額を定め、認定証を発行しています。

▶対象者 ①②を満たす人

①世帯全員が住民税非課税であること(世帯分離の配偶者を含む)

②利用者とその配偶者の負債額を控除した資産(現金・預貯金、運用投資信託、有価証券など)の合計が 2 千万円(配偶者のない場合は 1 千万円)以下であること

▶既に認定証を持っている人

入所施設と担当ケアマネジャーに更新案内を送っています。引き続き認定証が必要な人は、手続きをしてください。

▶新たに認定証の交付を受けたい人

町ホームページや窓口にある申請書と、利用者本人・配偶者(該当者だけ)名義の預貯金通帳の写しなどを持参し、窓口で申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問 保険課介護保険係 ☎ 985-4115

社会福祉法人による利用者負担軽減

町が認めた低所得の利用者に対し、社会福祉法人が提供する介護サービスの利用料を軽減します。詳しくは、お問い合わせください。

▶対象者 生活保護受給者か次の全てを満たす人

①住民税非課税世帯

②年間収入が単身世帯で 150 万円(世帯員一人ごとに 50 万円加算)以下

③預貯金などの額が単身世帯で 350 万円(世帯員一人ごとに 100 万円加算)以下

④資産がない(日常生活のために必要なものは除く)

⑤負担能力のある親族などに扶養されていない

⑥介護保険料を滞納していない

▶対象サービス 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームなど(一部を除き介護予防と地域密着型サービスを含む)

問 保険課介護保険係 ☎ 985-4115